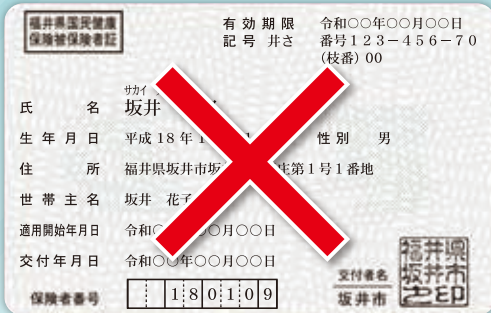


マイナンバーカードを 保険証として使いませんか？



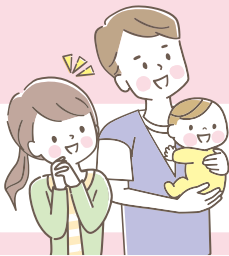
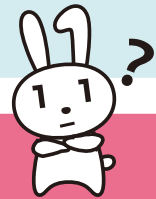
移行



※令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、原則、記載されている有効期限まで使用できます。

現行の保険証は **令和6年12月以降** **交付されません**

マイナ保険証を使うと・・・



医療機関等の窓口で、
一度に高額な負担をしなくて済みます。

※市役所窓口にて限度額証等の交付申請をしなくても、医療機関毎の支払いが限度額までになります。
※医療機関等窓口で本人の同意が必要です。

初めて受診する医療機関等に、
過去の診療情報や薬剤情報が提供できます。

※ 医療機関等窓口で本人の同意が必要です。



- マイナ保険証の利用登録は、**医療機関等窓口**や市役所窓口でできます。
- マイナンバーカードの交付申請は市役所窓口でできます。
- マイナ保険証を登録されていない方には、保険証が使えなくなる前に資格確認書が交付されます。



坂井市 保険年金課



HPは/
こちらから





マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請
- ④市役所窓口での申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う
- ④市役所窓口で行う



よくあるご質問

Q

A



保険証が変わった場合の手続きは必要ですか？

今まで通り、市役所での加入・喪失の手続きが必要です。



国民健康保険へ加入手続きをして、
すぐにマイナンバーカードを保険証として利用できますか？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようになるまでに、
市役所で加入手続きをしてから5日ほどかかります。



マイナンバーカードを持参すれば、
保険証がなくても医療機関を受診できますか？

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば保険証がなくても受診できます。オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き保険証が必要です。そのため、お手持ちの保険証を自身で破棄することがないようにお願いします。



全ての医療機関・薬局で利用できるようになりますか？



マイナンバーカードを保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和5年4月1日より、医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられ、順次導入を進めています。福井県内においては約94%の医療機関・薬局で利用できます。(令和6年3月末現在)